

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 5月 9日

堺市長 殿



提出者 ケイミュー株式会社 堺工場
住 所 大阪府堺市堺区築港南町10番地

氏 名 工場長 山本 宗則

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-233-9090

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ケイミュー株式会社 堺工場
事業場の所在地	大阪府堺市堺区築港南町10番地
計画期間	2023 年4月1日～ 2024 年3月31日 2024 2025
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	22：窯業、土石製品製造業
②事業の規模	2023 年度 7209百万円
③従業員数	97 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	添付資料参照

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
添付資料参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥(清掃くず)	②陶磁器(ブローク屑) 「東産廃置き場」
	排出量	0 t	490 t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃プラスチックパレットを有価買取契約を行い 堺工場における、廃プラスチック類の排出量削減を実施 ・ 一部使用していなかった、汚泥貯留槽の復元を行い ②汚泥(水処理汚泥)の回収効率を上げた		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥(清掃くず)	②陶磁器(ブローク屑) 「東産廃置き場」
	排出量	0 t	480 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記で取り組んだ、②汚泥(水処理汚泥)を回収する効率上昇を さらに、上げる為、既存の水槽を改良を行う ・ 設備故障時間を削減し、ブローク屑の排出量を削減する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ②汚泥(水処理汚泥)：排出量が多い為、水分を抜き、ある程度固形化させてから排出するようにしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) リサイクル資源で回収不可となった紙類を適切に排出する為に委託処理契約を進めていく

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③陶磁器(板屑) 「東産廃置き場」	④汚泥(塗料カス)	⑤汚泥(塗料付きウエス)	⑥汚泥(油付きウエス)
80 t	109 t	1 t	2 t

②計画

③陶磁器(板屑) 「東産廃置き場」	④汚泥(塗料カス)	⑤汚泥(塗料付きウエス)	⑥汚泥(油付きウエス)
78 t	100 t	1 t	2 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦汚泥(水性塗料)	⑧汚泥(ブースカス) 「水性塗料」	⑨廃油 (オートクレーブドレン)	⑩汚泥 (オートクレーブドレン)
27 t	408 t	0 t	0 t

②計画

⑦汚泥(水性塗料)	⑧汚泥(ブースカス) 「水性塗料」	⑨廃油 (オートクレーブドレン)	⑩汚泥 (オートクレーブドレン)
0 t	400 t	0 t	0 t

⑪汚泥(油付き製品くず)	⑫廃プラスチック (コンテナ)	⑬廃プラスチック (営業倉庫)	⑭廃プラスチック (廃フェルト)
3 t	43 t	6 t	4 t

⑪汚泥(油付き製品くず)	⑫廃プラスチック (コンテナ)	⑬廃プラスチック (営業倉庫)	⑭廃プラスチック (廃フェルト)
3 t	40 t	6 t	4 t

⑮廃プラスチック (廃ろ布)	⑯廃プラスチック (ストレッチフィルム)	⑰汚泥(原料ダスト)	⑱木くず(木くず混載)
1 t	5 t	26 t	4 t

⑮廃プラスチック (廃ろ布)	⑯廃プラスチック (ストレッチフィルム)	⑰汚泥(原料ダスト)	⑱木くず(木くず混載)
1 t	5 t	15 t	4 t

⑱木くず(廃パレット)	㉔陶磁器(廃却品)	㉕廃蛍光灯(ランプ類)	㉖汚泥(水処理汚泥)
154 t	193 t	0 t	943 t

⑱木くず(廃パレット)	㉔陶磁器(廃却品)	㉕廃蛍光灯(ランプ類)	㉖汚泥(水処理汚泥)
150 t	190 t	0 t	900 t

㊸汚泥(ブローク屑) 「東産廃置き場」
24 t

㊸汚泥(ブローク屑) 「東産廃置き場」
24 t

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	①汚泥(清掃くず)	②陶磁器(ブローク屑) 「東産廃置き場」	
	全 処 理 委 託 量	0 t	480 t	
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	480 t	
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	t	t	
(今後実施する予定の取組)				
・リサイクル資源で回収不可能となった紙類を適切に排出する為に 委託処理契約を進めていくと同時に、廃プラスチック類の 排出増加につながらない様、慎重に契約を進めていく				
・②汚泥(水処理汚泥)に関しては更なる設備投資を重ね 回収効率をさらに上げ、排出量削減に繋げる				
※事務処理欄				

②計画

②計画

③陶磁器(板層) 「東産廃置き場」	④汚泥(塗料カス)	⑤汚泥(塗料付きウエス)	⑥汚泥(油付きウエス)	⑦汚泥(水性塗料)	⑧汚泥(ブールカス) 「水性塗料」
78 t	100 t	1 t	2 t	0 t	400 t
78 t	100 t	1 t	2 t	0 t	400 t
t	t	t	t	t	t
t	t	t	t	t	t
t	t	t	t	t	t

⑨廃油 (オートクレーブドレン)	⑩汚泥 (オートクレーブドレン)	⑪汚泥(油付き製品くず)	⑫廃プラスチック (コンテナ)	⑬廃プラスチック (営業倉庫)	⑭廃プラスチック (廃フェルト)
0 t	0 t	3 t	40 t	6 t	4 t
0 t	0 t	3 t	40 t	6 t	t
t	t	t	t	t	4 t
t	t	t	t	t	t
t	t	t	t	t	t

⑮廃プラスチック (焼ろ布)	⑮廃プラスチック (ストレッチフィルム)	⑰汚泥(原料ダスト)	⑱木くず(木くず混載)	⑲木くず(廃パレット)	⑳陶磁器(廃却品)
1 t	5 t	15 t	4 t	190 t	190 t
t	5 t	15 t	4 t	190 t	180 t
1 t	t	t	t	t	10 t
t	t	t	t	t	t
t	t	t	t	t	t

②①廃蛍光灯(ランプ類)	②②汚泥(水処理汚泥)	②③汚泥(ブローク層) [東産廃置き場]
0.1 t	900 t	24 t
0.1 t	900 t	t
t	t	24 t
t	t	t
t	t	t